

北海道監査委員協議会寺島氏との通話記録

通話日：2025(R7)年3月3日

[寺島]

整理させていただくと、内容の様式・要件ですね、住所・名前とか書かなきゃいけないことななきゃいけないというような様式ではなくて、それは終わった後に、受理した後に、監査委員さんが監査をして、「その内容について当たらない」という判断の場合は棄却という結果になります。

[請求人]

監査の結果の棄却の話ですよ？

[寺島]

はい、そうなんですね。まずそこは抑えておいていただいて、そうではなくて、私が申し上げたのは、その要件の不備の場合について、先ほどおっしゃられたように、例えば名前が入ってる入ってないとかですね、ハンコ押してないとか、署名してないとかっていうようなところについては、様式が整っていないので、受理して、その内容について、審査することができない状態のことを却下というふうに申し上げました。

[請求人]

私と一致ですよ、私ち一致してます。はい。

[寺島]

そうです。ですので、内容について、それが不十分だから却下するということは、申し上げたつもりはありません。

[請求人]

分かりました。はい、そこは確認しましたんで。